明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔条　約〕
○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（一二）　二
〔告　示〕
○調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約への日本国の加入に関する件（**外務**三六九）　一〇
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一二五九）　一〇
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示（**国土交通**一〇〇九）　一四
〔官庁報告〕
官庁事項
令和五年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新について（国土交通省）　一四
〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　一四
**特殊法人等**
国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四事業年度財務諸表、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・沖縄弁護士名簿登載取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・指定法の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一五
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
**会社その他**
**会社決算公告**　一五

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約**（条約第一二号）（外務省）

この条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　適用範囲

この条約が適用される商事紛争を解決するために当事者が書面によって締結した調停による合意（以下「和解合意」という。）の範囲について規定している。（第一条関係）

2　定義

この条約上の用語（「営業所」、「書面」、「調停」等）について定義している。（第二条関係）

3　一般原則

各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行するものとすること等について規定している。（第三条関係）

4　和解合意の援用のための要件

この条約に基づいて和解合意を援用する当事者が和解合意を援用するための要件について規定している。（第四条関係）

5　救済の付与の拒否事由

救済を求められた締約国の権限のある機関が救済の付与を拒否することができる事由について規定している。（第五条関係）

6　並行して行われる申立て又は請求

和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、第四条の規定に基づいて求められた救済に影響を及ぼし得る場合において、当該救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができ、かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができることについて規定している。（第六条関係）

7　他の法令又は条約

この条約は、和解合意が援用される締約国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が当該和解合意を利用するいかなる権利をも奪うものではないことについて規定している。（第七条関係）

8　留保

締約国は、次のことを宣言することができること等について規定している。（第八条関係）

㈠　当該締約国又はその政府機関若しくはその政府機関のために行動する者が当事者である和解合意について、その宣言に明示する限度において、この条約を適用しないこと。

㈡　和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用すること。

9　和解合意への効力

この条約及び留保又はその撤回は、関係する締約国についてこの条約、当該留保又は当該撤回が効力を生じた日の後に締結された和解合意についてのみ適用することについて規定している。（第九条関係）

10　寄託者

この条約の寄託者について規定している。（第一〇条関係）